

IX税金に関すること

Q1 信用金庫年金の年金には、税金がかかりますか？

A1 国から受ける年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金)も当基金から受ける年金も、所得税法で雑所得に区分され所得税がかかります。年金を受けている方全員に課税されるのではなく、年金額が一定の額を超えた方が課税の対象となります。

該当の方へは毎年11月末頃に「公的年金等扶養親族等申告書」を送付しています。

■源泉徴収の対象となる年金額

年金受取先	65歳未満	65歳以上
国	108万円以上	158万円以上
信用金庫年金	108万円以上	80万円以上



その年12月31日時点の年齢が65歳であれば65歳以上に該当するの。

Q2 遺族一時金、未支給年金を受け取りましたが、それぞれ税金はどうなりますか？

A2 遺族一時金には所得税、相続税の課税はありません。
当基金の死亡にかかる遺族一時金は、厚生年金保険法第136条による同法第41条第2項の準用によって、租税その他の公課は課税されないとされています。
ただし、遺族が未支給年金を受ける場合は、税法上受取人の一時所得となります。